第五条第一項第八号中「事項」の下に「（第三十八条の三第一項第十二号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十四条の見出しを「（厚生年金保険給付組合積立金の積立て）」に改め、同条中「）は、政令で定めるところにより、長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に充てるべき積立金」を「次において同じ。）は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として、同法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に充てるべき積立金（以下「厚生年金保険給付組合積立金」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職等年金給付組合積立金の積立て）

第二十四条の二　組合は、政令で定めるところにより、退職等年金給付に充てるべき積立金（以下「退職等年金給付組合積立金」という。）を積み立てなければならない。

第二十五条中「地方職員共済組合等」を「、地方職員共済組合等」に改め、「、業務上の余裕金」の下に「（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金を除く。）」を加え、「きく」を「聴く」に改める。

第三十八条第一項中「第二十四条」の下に「、第二十四条の二」を加える。

第三十八条の二第二項第三号中「実施機関積立金」の下に「及び退職等年金給付組合積立金」を加え、同項第四号中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金」に改め、同項第五号中「厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）」を「厚生年金拠出金」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第七十七条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第八十九条第一項に規定する終身年金現価率、第九十条第一項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

第三十八条の三第一項第八号中「実施機関積立金」の下に「及び退職等年金給付組合積立金」を加え、同項第九号中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　第七十七条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第八十九条第一項に規定する終身年金現価率、第九十条第一項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。

第三十八条の八の見出しを「（厚生年金保険給付調整積立金）」に改め、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「長期給付（」を「厚生年金拠出金及び」に、「を含む。）並びに厚生年金拠出金の納付及び」を「並びに」に改め、「の拠出」の下に「（第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。第百十三条第三項において同じ。）」を、「図るため、」の下に「厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として」を加え、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条第二項中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金」に、「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金」に改め、同条第三項中「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担」に、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条第四項中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職等年金給付調整積立金）

第三十八条の八の二　組合の退職等年金給付及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に退職等年金給付調整積立金を設ける。

2　組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、政令で定めるところにより、退職等年金給付組合積立金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

3　地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その退職等年金給付に要する資金を退職等年金給付調整積立金から組合に交付するものとする。

4　退職等年金給付調整積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

第三十八条の九第一項中「受けたとき」と」の下に「、第二十五条前段中「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金（厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金を除く。）」と」を加える。

第四十二条を削る。

第四十三条第一項中「を受ける権利は、」を「及び退職等年金給付を受ける権利は」に改め、「有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）」を加え、「、組合が決定」を「組合（退職等年金給付で指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、この章第三節、第百九条、第百四十四条の二十五及び第百四十四条の二十五の二において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定」に改め、同条第二項中「短期給付」の下に「又は退職等年金給付」を加え、「この項において」を削り、同条第三項を削る。

第四章第一節中第四十三条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（標準報酬）

第四十三条　標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満